

## 入札時における見積内訳書の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、草津市が発注する建設工事および建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の入札執行者が、入札参加者の見積努力を促し、その請負代金の額によっては、建設工事等の適正な施工等が通常見込まれない契約の締結を防止し、不正行為を排除するため、この要領の定めるところにより、建設工事等の入札参加者に対し、入札金額の内訳を記載した書類（以下「見積内訳書」という。）の提出を求めるとともに、提出された見積内訳書の内容の確認およびその他の必要な措置を講じるものとする。

(対象)

第2条 見積内訳書の提出対象は、全ての建設工事等とする。

(見積内訳書の内容・作成)

第3条 建設工事にあつては、見積内訳書の内容は一式計上ではなく、土木関係工事においては、設計図書における工事内訳書の「工種（レベル2）【土工、管工、舗装工など】」、建築関係工事においては、設計図書における工事内訳書の「科目別内訳（直接仮設工事、土工事、地業工事など）」までを最低限記載のうえ作成すること。（別添【工事】見積内訳書作成例 参照）

2 コンサルタント業務等にあつては、設計図書等に準じた内容とすることとし、積算根拠（「歩掛×単価」等）がわかる内訳書を作成すること。（別添【業務】見積内訳書作成例 参照）

3 建設工事等において、共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の諸経費については、経費ごとに一式計上とすることができる。

4 見積内訳書の内容について、同条第1項および第2項の規定に関わらず、公告、指名通知書等において別の指示がある場合は、当該指示に基づいた内容とすること。

5 見積内訳書には、第1項から第3項に定めるもののほか、商号または名称、工事等の名称、工事価格または業務価格を記載すること。ただし、見積内訳書への社印等の押印は不要とする。

6 見積内訳書の作成にあたって、様式は任意とする。

(提出の方法)

第4条 見積内訳書の提出は、第1回目の入札の際に提出するものとする。

2 見積内訳書の提出媒体は、PDFファイルにより提出するものとする。

(効力)

第5条 見積内訳書を提出しない者がした入札は無効とする。また、入札執行者は、見積内訳書が次の各号のいずれかに該当すると判断した者の入札を無効とする。

(1) 見積内訳書の税抜き合計金額と入札書記載金額（入札書の入札金額）が一致していないもの。

(2) 商号または名称、工事等の名称、工事価格または業務価格の記載がないもの。

(3) 前号に列挙した各記載項目について、誤字・脱字等により対象建設工事等の特定が明確にできないもの。

(4) 他の業者の見積内訳書（見積に他の業者名が記載されている場合や、下請業者からの見積内訳書がそのまま添付されている場合も含む。）が添付されているもの。

(5) 見積内訳書の金額が、積算根拠の明確でない明らかな値引きにより、入札書記載金額と一致させているもの。ただし、通常想定される端数処理はこの限りでない。

(6) 見積内訳書の内容が、第3条第1項から第4項までの規定どおりに作成されておらず、積算根拠が不明確であるもの。

(見積内訳書の内容確認等)

第6条 見積内訳書の内容確認は、開札直前に入札参加者全員について行う。

2 開札後、落札候補者の提出した見積内訳書については、再度内容を確認する。

3 見積内訳書の内容確認を行なった結果、落札候補者の見積内訳書が、前条の規定により無効となった場合、落札候補者は、次点の最低金額で応札した者に移行する。

4 同条第2項、第3項の規定は、落札候補者が次点の者に移行した場合も同様とする。

5 提出された見積内訳書は、入札参加者に返却しないものとする。

(入札参加者に対する指導等)

第7条 入札執行者は、開札後、不適切な見積内訳書を提出した者に対し、必要に応じて指導または助言をすることができる。

(入札参加者への周知)

第8条 入札参加者への周知は、電子入札システムにおいて見積内訳書を提出すること等についてその他の必要な事項を明示するものとする。

附則

この要領は、平成28年11月1日から実施する。

附則

この要領は、平成29年10月1日から実施する。